

第5次下関市市民活動促進基本計画（案）【概要版】

第1章 計画策定の背景と趣旨

《背景》
社会情勢の変化、市民ニーズの複雑多様化による行政単独での解決が困難な部分の補完が不可欠
⇒地域の特性に応じた市民主体の協働のまちづくりの構築が必要

《趣旨》
○下関市市民活動促進基本計画と下関市住民自治によるまちづくり推進計画の一本化
○第3次下関市総合計画の策定（令和6年度）

第2章 前計画の振り返り

〈第4次市民活動促進基本計画：令和3年度～令和7年度〉
評価⇒コロナ禍の市民活動の停滞から回復しきれていない。一方、活動への環境づくりは一定の成果が見られる。

〈第2次住民自治によるまちづくり推進計画：令和2年度～令和7年度〉
評価⇒まちづくり協議会への活動支援・財政支援・市民理解と参加の促進については地域間の活動の温度差により成果にばらつきが見られる。

第3章 調査から見る現状と課題

【市民】
・市民協働参画の認知度は低い⇒幅広い参加を促す情報発信が必要

【市民活動団体】【まちづくり協議会】
・活動の継続への不安⇒人材の確保と育成、相互の連携、財政支援が必要

【行政】
・市民協働参画関連施策・事業の実施の減少
⇒市民協働に関する施策や事業の推進

・しものせき市民活動センターによる情報提供および活動や交流の場の創出への期待
⇒同センターの周知と機能強化

第4章 計画の基本方針と施策

第5章 計画の進捗管理

スローガン：つながる手 広がる未来 夢かなう下関

基本方針		基本方針1	基本方針2	基本方針3	基本方針4
		幅広い市民活動への参加と協働への理解促進	市民活動を発展させる環境づくり	中間支援機能の充実～しものせき市民活動センターの機能拡大～	住民自治によるまちづくりの推進～地域における協働の推進～
施策	展開方	★市民活動を促進する情報の収集及び提供	★市民活動の場の提供 ★市民活動を側面的に支援する助成制度の実施	★市民活動団体、まちづくり協議会、ボランティアギルド等、各団体間のネットワーク化の促進	★まちづくり協議会の運営及び活動への支援
	施策的	・情報収集と提供 ・市民協働に係る啓発 ・行政内の市民協働に対する意識向上	・参加・交流機会の創出 ・活動を発展させる支援	・情報共有・意見交換の仕組みづくり ・地域コーディネート機能の構築	・まちづくり協議会の運営及び活動への支援 ・地域づくりの人材育成 ・自主財源確保の推進
	R12（R7現状）目標↓	【成果指標】 市民活動の経験 39.5%→45.0% 市政参画の経験 12.7%→15.0%	【成果指標】 市民活動を促進するために実施した施策件数 91件→100件 しものせき市民活動センターでの学習の機会・交流の場への満足度 35.8%→40.0%	【成果指標】 市民活動団体及びまちづくり協議会とボランティアギルド登録者とのマッチング件数 15件→30件 各団体同士のマッチング件数 新規→5件	【成果指標】 住民自治によるまちづくり（まちづくり協議会）の取組が進んできたと感じる市民の割合 14.7%→16.0%

基本方針1 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進

(1) 情報収集と提供

- ・多様な広報媒体を活用した幅広い世代に向けた情報の発信
- ・市民参画のための市民活動や市政に関する情報の提供と共有
- ・市民活動支援機関等との連携、情報の収集・共有
- ・市民活動に関するニーズの把握

(2) 市民協働に係る啓発

- ・市民協働への理解促進
- ・出前講座、セミナー等の学習機会の提供
- ・若者、就労者等の協働への理解促進

(3) 行政内の市民協働に対する意識向上

- ・全庁的な職員研修の実施
- ・市民協働に関する内部広報の強化

基本方針2 市民活動を発展させる環境づくり

(1) 参加・交流機会の創出

- ・市民活動情報を活用した交流の機会の創出
- ・多様な形での参加機会の創出
- ・様々な機関との連携による活動支援

(2) 活動を発展させる支援

- ・市民活動団体の現状や課題の把握
- ・マネジメント・リーダーの能力養成に係る支援を充実
- ・相談体制の充実
- ・市民活動保険の実施

※協働:共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識し、協力して行動すること。

※参画:市民及び市民活動団体が市の施策の立案、実施及び評価の各段階に自発的かつ自立的に関わることで並びに市民等がまちづくりのために協働すること。効果的な市民参画の実現手法として「説明会の開催」「アンケートの実施」「ワークショップの開催」「審議会の設置」「パブリックコメントの実施」が挙げられる。

基本方針3 中間支援機能の充実 ～しものせき市民活動センターの機能拡大～

(1) 情報共有・意見交換の仕組みづくり

- ・市民や各団体をつなぐ仕組みを発展させる
- ・オンライン交流会の促進
- ・活動事例・協働プロジェクトの集約、共有ポータル構築

(2) 地域コーディネート機能の構築

- ・協働コーディネーターの配置
- ・地域コーディネーターの養成・地域人材の育成

※中間支援機能：市民活動をしている人たちが困っているときに、手助けしたり、橋渡しをしたりする役割のこと

※地域コーディネート機能：市や地域の中で、市民や団体をうまくつないで、みんなが協力できるようにする役割
本市では地域コーディネーターを養成、育成することも想定

※地域コーディネーター：通常の人材派遣コーディネーターとは異なり、事業だけでなく地域全体を良くするための視点を持ちながら人材と事業者のマッチングやサポートなどの活動を行う仲介役兼伴走支援者のこと。地域に密着しながら、住人や事業者のやりたいこと・困ったことを見つけ出してプロジェクト化する

※ボランティアギルド：ボランティアに参加したい市民とボランティアの加入を望む団体に関する情報を登録し、両者の交流を図り、活動の機会を創出することで、市民の主体的な参加を促すとともに市民活動をサポートする制度

基本方針4 住民自治によるまちづくりの推進 ～地域における協働の推進～

(1) まちづくり協議会の運営及び活動への支援

- ・各地区の中間支援団体としての役割の強化
- ・まちづくり交付金の効果的な運用
- ・活動評価制度の導入

(2) 地域づくりの人材育成

- ・プロジェクト制の推進

(3) 自主財源確保の推進

- ・クラウドファンディングなどの寄付金活用の導入

※まちづくり交付金：まちづくり協議会が行う活動に要する費用を支援することにより、当該協議会の自主的かつ主体的な活動を促進し、もって人と人とのつながりを大切に、地域の力が発揮できるまちづくりの推進に資することを目的とした市からの交付金

※まちづくり計画：住民自治によるまちづくりを計画的に実施するためにまちづくり協議会が策定する方針及び中長期的な事業計画

※活動評価制度：各地区のまちづくり計画の進捗状況を地域住民と共有しながら、まちづくり協議会が自らの活動を振り返り、活動内容の費用対効果について考え、活動の効果や課題を検証する制度

※プロジェクト制：目の前の特定の課題を、やれる人、やる気のある人が、必要な時に取り組み、解決すればプロジェクトを解散する方法で、効率的に成果をあげる手法の一つ